

## プロフェッショナル人材戦略全国協議会事務局募集要綱

プロフェッショナル人材戦略全国協議会事務局について、次のとおり実施者を募集しますので、希望する法人は下記により応募してください。

### I 募集期間

平成29年4月7日（金）12:00 まで（必着）

### II 事業の実施期間

平成29年4月14日から平成30年3月31日までとする。

### III 応募資格

次のすべてに該当する法人とする。

- 1 「Ⅵ 事業の目的・内容・実施条件」に即して事業を実施することができる法人であること。なお、事業の内容・実施条件は、プロフェッショナル人材戦略全国協議会（以下「協議会」という。）において想定した事務局運営方法に基づいて示したものであり、応募しようとする者が、目的をより効果的、効率的に達成するために、追加の企画提案を行うことや、事業の内容・実施条件に必要最低限の変更を加える提案を行うことを妨げるものではない。
- 2 組織の業務実施能力として、地域の中堅・中小企業におけるプロフェッショナル人材の受入、都市部大企業等の人材の転職等に対するマインド醸成に関する十分な知識・経験を有し、企画・実施する能力を有する者を本事務局の担当として配置し、業務遂行にあたっては、円滑な運営ができる人員体制を常に確保できること。
- 3 地方創生に関する理念を理解し、国や関係機関等と協力して、各地域における地方創生の取組を支援しようとする意思が認められること。
- 4 本事業の目的達成に向け、当協議会が示す各業務内容について、更なる有効な提案等を行えること。
- 5 以下の全てに該当すること。
  - (1) 本事業を行うために必要な専門性を有している者。
  - (2) 本事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
  - (3) 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
  - (4) 次に掲げる要件を全て満たす者。
    - イ 公益性の高い事業を行うことができる者であること。
    - ロ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
    - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
    - ニ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
    - ホ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

## IV 応募方法

添付の応募用紙に必要事項を記入の上、以下まで持参又は郵送で応募すること。

郵送：〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府地方創生推進室プロフェッショナル人材事業担当

## V 応募者の審査及び決定の通知

### 1. 選定委員会による審査

採択に当たっては、内閣府地方創生推進室において選定委員会を設置し、書面審査・ヒアリング等の方法により厳正に審査し、採否を決定する。なお、ヒアリングを実施する場合に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

### 2. 採否決定の通知

採否の決定後、速やかに内閣府地方創生推進室より応募者に対し、決定の通知をすることとする。なお、選定委員会及びその評価内容は非公表とする。

### 3. 採択後の手続き

採択にかかる通知をすることとしているので、採択された応募者は、これらを受理後、速やかに事務局事業の実施申請を行うとともに、規約、事業計画、仕様書等に従って事業の準備を始めること。

## VI 事業の目的・内容等

### 1. 事業の目的

内閣府では、平成 27 年度から、各道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置し、潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から、新規事業や販路開拓に取り組む「攻めの経営」への転身と、その成長の実現を担うプロフェッショナル人材の採用支援を実施してきたところである。また、人材ビジネス事業者、地域金融機関などとのネットワーク形成、動機付け等に役立つ各種情報の収集・整理、必要な各種研修・セミナー等の企画・実施、ポータルサイトによる有効な情報発信等など、様々な活動も行ってきた。今後は、各道府県が拠点を運営しつつ、全国的なネットワークを構築し、都市部の大企業等との連携強化による新たなプロフェッショナル人材還流ルートの開拓、兼業を含む柔軟な働き方改革の推進による新たなプロフェッショナル人材の供給源の開拓、DMO や地域商社などの地方創生の実現に当たって必要となる新たな業態への人材面の支援などを実施し、本事業スキームを通じた実績の積み上げとともに、本事業の円滑かつ効率的な実施を目指していく。

### 2. 事業内容

仕様書（別紙）に基づき、協議会の事務局として行うものとする。業務遂行に当たっては、公正性・公平性に配慮するとともに、その業務の目的に照らし、より効果的、効率的に目的達成できると認められる場合には、積極的に更なる有効な提案等を行うこと。

#### 4. 負担金の拠出を受けるに当たっての条件

##### (1) 経理区分

実施者は、本事業に係る経理と他の経理を区別しなければならない。

##### (2) 対象経費等

運用経費は、本協議会に参画する各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点から拠出により賄う。ただし、事務局が自己の資金を用いて自主的な活動を行うことは妨げない。

##### ① 協議会負担金（想定総額）

184,000 千円（注）

（注）各道府県あたり、4,000 千円の負担金の拠出として、46 道府県が参画した場合の金額を想定。なお、金額については、各道府県の予算措置の状況により変動がありえる。

##### ② 対象経費等

対象経費については、俸給及び諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費）、委託料等を予定している。

##### (3) 書類の管理

実施者は、本事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、本事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

##### (4) 目的外利用の禁止

本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、協議会の承認を受けないで、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

なお、協議会の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本事業に充てることとする。

##### (5) 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

## プロフェッショナル人材戦略全国協議会事務局運営事業 仕様書

### 1. 背景

自立的な地方経済を確立し、地方創生を確かなものにしていくためには、新たに安定した質の高い雇用を確保し、「ひと」、「しごと」の好循環を生み出すことが不可欠である。そのためには、各地域と成長戦略を担う地域の中堅・中小企業とが、それぞれが自らのテーマを持って、新たな事業課題に取り組み、新たな取引先や市場を積極的に開拓していくことが必要である。

地域に新たな「しごと」を生み出し、地域と企業の成長戦略を実現していくためには、新規事業の創出、既存事業の拡大・生産性の向上等をリードすることができる「プロフェッショナル人材」が必要である。しかし、特定の取引先への依存や経営者自身の生活を優先した「守りの経営」が多かった地域経済では、新たな事業や雇用の開拓をリードするプロフェッショナル人材の不足や育成の遅れが目立つ。

他方、都市部大企業等に目を転じると、事業企画・運営に実績のある30代～50代の人材は多く存在している。内閣官房の調査によれば、大都市圏に働く人の約4割が、適切な職場があれば地方にU・I・Jターンしたいとする調査結果もある。

このように、地方の潜在的な需要が高く、都市部に供給もあるはずのプロフェッショナル人材のU・I・Jターン市場を拡大するためのプロフェッショナル人材事業を全国に展開していく必要がある。

本事業は、地域企業のプロフェッショナル人材ニーズに対して、民間人材ビジネス事業者と連携を図りつつ、その能力を最大限活用したスキームをベースとし、平成27年度から、活動を開始した。こうした中、都市圏の大企業の一部からは、他社との人材交流等のニーズがあることが分かってきており、今後は、こうしたニーズを持つ企業との連携を通じ、プロフェッショナル人材事業を更に発展させていく必要性が高まっている。

### 2. 目的

内閣府では、平成27年度から、各道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置し、潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から、新規事業や販路開拓に取り組む「攻めの経営」への転身と、その成長の実現を担うプロフェッショナル人材の採用支援を実施してきたところである。また、人材ビジネス事業者、地域金融機関等とのネットワーク形成、動機付け等に役立つ各種情報の収集・整理、必要な各種研修・セミナー等の企画・実施、ポータルサイトによる有効な情報発信等、様々な活動も行ってきた。今後は、各道府県が拠点を運営しつつ、全国的なネットワークを構築し、都市部大企業等との連携強化による新たなプロフェッショナル人材還流ルートの開拓、兼業を含む柔軟な働き方改革の推進による新たなプロフェッショナル人材の供給源の開拓、DMOや地域商社等の地方創生の実現に当たって必要となる新たな業態に対する人材面の支援等を実施し、本事業スキームを通じた実績の積み上げとともに、本事業の円滑かつ効率的な実施を目的とする。

### 3. 用語の定義

本仕様書において、以下用語は、以下に示す定義による。

- ① 【プロフェッショナル人材】  
新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上等の具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。
- ② 【プロフェッショナル人材戦略拠点】  
地域企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする各道府県の拠点。
- ③ 【プロフェッショナル人材戦略全国協議会（以下、「全国協議会」という。）】  
本事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国的なネットワークを構築し、各拠点間の情報や知見の交換に加え、各拠点が連携して行うことが求められる事業の運営、及びその支援を行う機能を持つ協議体。プロフェッショナル人材戦略拠点事業を行う各道府県及びその拠点にて構成される。規約に基づき運営され、総会において本事業の事業計画の決定・事業報告の承認、収支予算及び決算の承認等を行い、各拠点で構成される運営委員会にて運営される。
- ④ 【プロフェッショナル人材戦略全国協議会事務局（以下、「全国事務局」という。）】  
全国協議会内に設置された、本事業にかかる事務を遂行する組織。各道府県の負担金をもって運営され、全国協議会にて決議された事業計画に基づき、各拠点の活動状況の収集・分析、それに基づく助言・情報展開等を行うとともに、地域企業、都市部の人材等に対するシンポジウム・セミナー・研修会等を通じ、それぞれの意識喚起を図る等、本事業全体の推進を行う。
- ⑤ 【プロフェッショナル人材戦略マネージャー】  
地域企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役を担う各拠点の責任者。

### 4. 事業内容

以下（１）から（８）の項目に掲げる事業を実施する。なお、事業内容・実施条件については、全国協議会の事業計画に基づき実施されることとし、より効果的・効率的な事業実施に向けて、追加の企画提案をすること等を妨げるものではない。

#### (1) 全国協議会総会等の企画、運営

##### ① 全国協議会総会の開催

・本事業に関する事業計画や事業報告等の決議、各拠点の取組実績の共有、各関係者間の連携強化等を目的とした全国協議会総会や運営委員会総会の開催にかかる企画、運営を行う。

- 開催地 : 東京近郊
- 人数規模 : 120名程度
- 会議時間 : 3時間程度

※ 各道府県及びその拠点の旅費については、各々が負担する。

##### ② プロフェッショナル人材戦略ブロック協議会の開催

・各地域ブロック又は同一テーマにて、各拠点等から構成されるプロフェッショナル人材戦略ブロック協議会の企画、運営を行う（各1～2回程度）。

- ・ブロック協議会では、各拠点のプロフェッショナル人材戦略マネージャー等の情報交換、好事例の共有、連携強化等について協議する。
  - 開催地 : 各地域ブロックの拠点等が定めた地域
  - 人数規模 : 20名程度
  - 会議時間 : 3時間程度
- ※ 各道府県及びその拠点の旅費については、各々が負担する。

(2) 全国的なシンポジウム・セミナー・研修会等の企画、運営

① シンポジウム・セミナー・研修会等の企画、運営

- ・ 下記を参考に、本事業を円滑かつ効果的に実施するために、時々の課題を反映した全国的なシンポジウム・セミナー等を開催する。
- ※ 開催に必要な経費（会場借料、講師謝金・旅費、広報経費等）については全国事務局の負担とする（セミナー・シンポジウム等で、地域企業経営者に登壇等を依頼した場合の旅費等。ただし、参加する各拠点のプロフェッショナル人材戦略マネージャー等の旅費については、各拠点が負担する。）。
- ※ 開催に当たっては、その内容や開催場所、回数については、必要に応じ、全国協議会との協議を経て決定するものとする。

(i) プロフェッショナル人材事業シンポジウム又はセミナー 計3～4回程度（後掲(6)②を含む。）

- 参加対象者：求職者、都市部大企業人事担当者、地域企業経営者等
- 人数規模 : 150～300名程度
- 会議時間 : 3時間程度

(ii) 求職者向けセミナー 計1～2回程度（後掲(7)②を含む。）

- 参加対象者：求職者
- 人数規模 : 300人程度
- 会議時間 : 3時間程度

(iii) プロフェッショナル人材戦略マネージャー向け研修会 計1～2回程度

- 参加対象者：各拠点のプロフェッショナル人材戦略マネージャー等
- 人数規模 : 70名程度
- 会議時間 : 1日あたり4～8時間程度（1泊2日程度）

- ※ 各拠点のプロフェッショナル人材戦略マネージャー及びスタッフの旅費については、各拠点が負担する。

(iv) 都市部大企業等とのワークショップ 計1～2回程度（後掲(5)②を含む。）

- 参加対象者：都市部大企業等の人事担当者等
- 人数規模 : 30名程度
- 会議時間 : 3時間程度

(3) ポータルサイトの管理を含む、全国的な普及・広報

① 「プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト」の管理

- ・ 本事業の紹介や各拠点の情報、本事業の進捗状況等を掲載した「プロフェッショナル人材戦

略ポータルサイト」の管理を行う。

- ・ 本事業の周知・推進のため、ポータルサイトに新たに発信すべきコンテンツについて企画し、加えて原稿作成等を行う。また、SNS等との連動によるポータルサイトへの誘導に資する広報等を行う。
  - ・ 「プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト」掲載内容（拠点情報、好事例、人材ニーズ等）の修正・更新にかかる管理は、全国事務局が日常的に責任を持って行うこととし、その必要性が発生した場合は、修正・更新内容を速やかに反映すること。
- ② 本事業の普及・広報
- ・ 各拠点及び各関係者と連携し、本事業の周知を図る。具体的には、利用者に分かりやすいパンフレット（10万部程度）の作成、新聞等への広告等により、効果的な周知を実施する。

(4) 各拠点の活動内容及び成果に関する分析、及び各種情報提供等の拠点支援

① 各拠点の活動状況のとりまとめ

- ・ 各拠点からの定期報告書類（1ヶ月毎）の確認・照会を行う
- ・ 各拠点の活動の実績、進捗状況、好事例、課題・問題点等の把握を行う
- ・ 収集した情報は、一元的にデータ管理を行う。

② 各拠点への情報提供・助言

- ・ 全国事務局は、上記①で収集した情報を整理した上で、全国的又は地域的に共通する課題を中心に抽出し、各拠点に情報提供を行い、必要に応じて、各拠点に助言を行う。
- ・ 地域ブロックごとに担当者を決め、各拠点をフォローアップする。

③ 本事業の政策的効果等の分析

- ・ 本事業を活用した地域企業へアンケート調査を行い、本事業を活用したことに伴う効果（雇用への波及、売上の増加、付加価値の増加等）を把握する。
- ・ 把握した情報に基づき、本事業の全国的な政策効果を分析する。

④ 好事例の収集・整理

各拠点からの定期報告に基づき整理した各拠点の活動の実績、進捗状況、好事例、課題・問題点等の把握を行った案件の中から、以下の調査、取材等を行う。

(i) 事例発掘・収集のための調査

- ・ 全国から、プロフェッショナル人材のU I Jターンにより、地域企業等が「攻めの経営」へと転じた事例を30件程度発掘（報告は順次報告するものとする。平成29年9月末日までに、15件程度を報告し、最終的な目標件数は平成29年12月末日までに達成する）する。

(ii) 事例の取材

- ・ 本事業を活用した地域企業を訪問して、プロフェッショナル人材本人、受入企業の経営者や当該プロフェッショナル人材の同僚等に対してインタビューを行う。必要に応じて、当該プロフェッショナル人材の家族等に対してもインタビューを行う。

(iii) 事例のまとめ

- ・ 上記(i)で発掘・収集した事例について、インタビュー原稿としてまとめた事例集を作成する。
- ・ 30事例程度（順次収集。平成29年11月末日までに、15件程度を報告し、最終的な目標件数は平成30年1月末日までに達成する）

- ・ 事例集については、3万部発行のこと。
  - ・ 事例集の各拠点、関係機関等への送付・説明等を通じて、本事業の全国的な推進に繋げていく。
- (5) 都市部大企業等との連携による、新たなプロフェッショナル人材の還流ルートの開拓
- ① 都市部大企業等と地域企業の人材交流等を円滑にするための連携関係の強化
    - ・ 都市部大企業等と全国的なパートナーシップ関係を構築し、各拠点が掘り起こした人材ニーズをとりまとめ、都市部大企業等へ提供することで、都市部大企業等と地域企業の人材交流等を促し、プロフェッショナル人材の地域企業への還流ルートの多様化を図る。
    - ・ また、平成28年度に関係構築した都市部大企業等に対し、継続して、人材ニーズ情報を定期的に提供する。
  - ② 新たなパートナーシップ締結先の開拓
    - ・ 本事業との連携に関心ある都市部大企業等を発掘し、本事業との連携関係に結び付けていく。
    - ・ 地域企業及び都市部大企業等に対し、本連携関係の拡大・浸透や、兼業促進も含めた多様なプロフェッショナル人材の還流ルートにつなげることを目的にワークショップを企画し、開催すること。
- (6) 兼業をはじめとした柔軟な働き方の導入等、潜在的なプロフェッショナル人材の地方還流市場の裾野の拡大に資する新たな取組の開拓
- ① 兼業をはじめとした柔軟な働き方改革等、他施策と連携した取組
    - ・ 兼業をはじめとした柔軟な働き方を導入、または導入を検討している都市部大企業等との情報交換を行い、働き方改革の取組の広がりをもって、プロフェッショナル人材の新たな供給源の開拓を行う。
  - ② 本事業により構築した先進的な経営者ネットワークの活用
    - ・ 本事業により活用した先進的な経営者ネットワークを活用するため、経営者向けセミナーや交流会を実施する。
    - ・ 経営者間の関係を強化するとともに、働き方改革等の他政策を推進する関係機関と連携する等、他施策の横展開と連携による相乗効果を図る。
- (7) 地方創生に資する新たな業態に対する人材採用面からの支援
- ① DMO や地域商社等の地方創生に資する新たな業態に対するアプローチ支援
    - ・ 各地域の DMO や地域商社等に対し、本事業の活用を促すための周知を行う。
    - ・ 各拠点が、各地域の DMO や地域商社等に対する、アプローチ、良質な人材ニーズの掘り起こしを支援する。
  - ② DMO や地域商社等の地方創生に資する新たな業態に対する人材面の支援
    - ・ 各拠点が掘り起こした DMO や地域商社等の人材ニーズを、都市部の求職者に対し、一斉に発信するようなイベントを企画・開催する。
- (8) その他、全国協議会の目的を達成するに当たり付随的に行うことが適切と考えられる業務



## 5. 実施者の責務

### (1) 職員の配置

本事業の実施に当たっては、必要な能力・経験を有する者を選任するものとし、業務遂行にあたっては、円滑な運営ができる人員体制を常に確保すること（業務が重なり円滑な運営に支障が出る場合等は、直ちに人員の補充等を行うこと）。

なお、配置する職員は、相当程度の知識及び経験を有していなければならない。また、業務が集中する時期には職員を増員する等、業務の円滑な推進が確保されるよう、柔軟な職員配置に努めなければならない。

また、取り決めたセミナー・シンポジウム等の開催に向けてのスケジュール管理等は、業務管理者が責任を持って管理することとし、遅延なく提出・実施すること。

### (2) 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得る等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

### (3) 著作権等

第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を実施者において行うものとする。

### (4) 情報セキュリティ管理

実施者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

### (5) 効果測定、課題抽出及び報告

実施者は、業務の進捗を定期的に報告するものとする。

### (6) その他

① 本事業を実施するに当たっては、実施者は、各拠点等と常に緊密に連携しなければならない。また、最低でも月2回は作業の進捗状況について報告することとし、疑義が生じた場合には、速やかに連絡し、協議すること。

② 本事業の業務内容に関し、第三者との間で紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら全国協議会の責めに帰す場合を除き、実施者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 7. 事業報告

本事業に係る報告を下記のとおり行う。

期 限：平成30年3月31日

報告物：・事業報告書（4－（1）、（2）、（3）、（4）①・②・③、（5）、（6）、（7）、（8）に関する報告書、4－（4）④に関する事例集）  
・収支計算書

## 8. 実施期間

平成29年4月14日から平成30年3月31日までの間

## 9. 仕様書の順守

本仕様書及び採用された応募用紙に記載した内容については誠実に履行すること。

## 10. 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 実施者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて実施者が負担すること。

本項目について受注者は、前記8.の実施期間の終了後においても同様とする。

## 11. その他

本業務を実施するにあたって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信する等、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと